

# 消火設備設置基準表

項	特定防火対象物	消防設備等の種類 (以上の場合該当)  防火対象物の例(令別表一)	一般																			
			全部	延べ面積										床面積								
				25㎡	150㎡	300㎡	450㎡	600㎡	700㎡	1000㎡	1000㎡以上 または14000㎡ 以下かつ小規模 建築物	1500㎡	3000㎡	5000㎡	7000㎡	10000㎡	20000㎡	30000㎡	60000㎡	90000㎡		
(1)	イ	● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	消				内	内		内									ス※16※18 (平屋建以外) 外※10※15			
	□	● 公会堂又は集会場		消						※11												
(2)	イ	● キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類	消																外※15			
	□	● 遊技場又はダンスホール																		ス※16 (平屋建以外) 外※10※15		
	ハ	● 性風俗関連特殊営業店舗等																				
(3)	イ	● 待合、料理店の類	消																			
	□	● 飲食店									内※10				内※11							
(4)	イ	● 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗又は展示場	消																ス※16 (平屋建以外) 外※15			
	□	● 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの																		ス※16 外※10※15		
(5)	イ	● 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	消																ス※16 外※10※15			
	□	● 寄宿舎、下宿又は共同住宅																		ス※16 外※10※15		
(6)	イ	● (1)病院(診療科名中に特定診療科名を有し、診療病床又は一般病床を有するもの)※2	消																外※15			
		● (2)診療所(診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの)※2																	外※10※15			
		● (3)病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、有床助産所																		ス※16 (平屋建以外) 外※15		
		● (4)無床診療所、無床助産所																		ス※16 (平屋建以外) 外※10※15		
□	消	● (1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等※3	ス	※9																ス※16 (平屋建以外) 外※10※15		
		● (2)救護施設																		外※10※15		
		● (3)乳児院																			外※10※15	
		● (4)障害児入所施設																				外※10※15
		● (5)障害者支援施設※4																				外※10※15
ハ	消	● (1)老人デイサービスセンター、老人福祉センター等※5	ス	※9																ス※16 (平屋建以外) 外※10※15		
		● (2)厚生施設																				外※10※15
		● (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等※6																				ス※16 (平屋建以外) 外※10※15
		● (4)児童発達支援センター等※7																				外※10※15
		● (5)身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等※8																				
二	● 幼稚園又は特別支援学校																			外※10※15		
(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校の類	消																外※15	外※10※15		
(8)		図書館、博物館、美術館の類	消																	外※10※15		
(9)	イ	● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類	消																	ス※16 (平屋建以外) 外※10※15		
	□	● イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場																			外※10※15	
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)	消																	外※10※15		
(11)		神社、寺院、教会の類	消																	内		
(12)	イ	● 工場又は作業場	消																	内		
	□	● 映画スタジオ又はテレビスタジオ																			内	
(13)	イ	● 自動車車庫、駐車場	消																	内		
	□	● 飛行機又は回転翼航空機の格納庫																			内	
(14)		倉庫	消																	内		
(15)		前各号に該当しない事業場(事務所など)	消																	内		
(16)	イ	● 複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物の用途に供される部分が存在するもの	消																	ス※17		
	□	● 複合用途防火対象物のうちイに掲げる防火対象物以外のもの																			ス※17	
(16)2)		● 地下街	消																	送ス※12		
(16)3)		● 準地下街	消																	送ス※13		
(17)		文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物	消																	外※15		

ス スプリンクラー設備 内 屋内消火栓設備 外 屋外消火栓設備 消 消火器 散 連結散水設備 送 連結送水管

# 消火設備設置基準表

- ※1:カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。
- ※2:特定診療科名は、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げる以外のもの。  
 ①肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科  
 ②前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称  
 ③歯科  
 ④歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称
- ※3:老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。
- ※4:障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第23号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当するもの(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。))又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。ハ(5)において「短期入所施設」という。)
- ※5:老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。
- ※6:助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。
- ※7:児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)
- ※8:身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自主訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所施設等を除く。)
- ※9:介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの以外。
- ※10:主要構造を準耐火構造としたもの(又は同等の準耐火性能を有するもの)で内装制限したもの又は主要構造部を耐火構造としたものの場合。
- ※11:主要構造部を耐火構造としたもので内装制限した建築物の場合。
- ※12:(6)イ(1)(2)又は(6)ロの用途に供される部分(延焼抑制構造のものは除く)は全部。
- ※13:延べ面積が1000㎡以上でかつ特定用途に供される部分の床面積が500㎡以上。
- ※14:ラック式倉庫で天井の高さが10mをこえるもの。
- ※15:1階又は1階及び2階の部分の床面積合計。
- ※16:総務省令で定める部分以外の床面積の合計とする。
- ※17:特定防火対象物の用途に供される部分(総務省令で定める部分を除く)の床面積の合計が3000㎡以上で該当部分の存する階。
- ※18:舞台部床面積が500㎡以上の場合、階の床面積に関係なく舞台部に設置。

## 水噴霧、泡、不活性ガス、ハロンまたは粉末消火設備

設置対象物(床面積)		消火設備				
		水噴霧	泡	不活性ガス	ハロン	粉末
(13)ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫			○			○
屋上部分で、回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供される部分			○			○
道路(総務省令で定めるもの)の用に供される部分	屋上	600㎡以上	○	○	(移動式)	○
	その他	400㎡以上				(移動式)
自動車の修理又は整備の用に供される部分	地階、2階以上	200㎡以上		○	○	○
	1階	500㎡以上				
駐車のために供される部分(同時屋外移動を除く)	地階、2階以上	200㎡以上	○	○	○	○
	1階	500㎡以上				
	屋上	300㎡以上				
	乗降機等の機械式	10台以上				
発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分		200㎡以上				
鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する <sup>*1</sup> 部分		200㎡以上		○	○	○
通信機器室		500㎡以上				
1000倍以上の指定可燃物	綿花類、木毛、かんなくす、糸類、わら類、ぼろ、紙くす <sup>*2</sup> 再生資源燃料、合成樹脂類 <sup>*3</sup>		○	○	(全域)	
	ぼろ・紙くす <sup>*4</sup> 、石炭、木炭類		○	○		
	可燃性固体類、可燃性液体類、合成樹脂類 <sup>*5</sup>		○	○	○	○
	木材加工品、木くす		○	○	(全域)	(全域)

- ※1:最大消費熱量の合計350kW以上
- ※2:動植物油がしみ込んでいる布・紙を除く
- ※3:不燃性・難燃性でないゴムに限る
- ※4:動植物油がしみ込んでいる布・紙に限る
- ※5:不燃性・難燃性でないゴムを除く

# 消火設備設置基準表

項	特定防火対象物	消防設備等の種類 (以上の場合該当)  防火対象物の例(令別表一)	地階・無窓階								地階		階の規模												
			床面積								床面積		床面積												
			500㎡	1000㎡	1500㎡	2000㎡	3000㎡	4000㎡	5000㎡	6000㎡	10000㎡	7000㎡	全部	3階以上	4階以上	5階以上	6階以上	7階以上	8階以上	9階以上	10階以上	11階以上	全部		
(1)	イ	● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場								ス	消														
	□	● 公会堂又は集会場	消	内		内	内					消	内		内	内							ス	ス	
(2)	イ	● キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類										消													
	□	● 遊技場又はダンスホール										消													
	ハ	● 性風俗関連特殊営業店舗等										消													
(3)	イ	● 待合、料理店の類								ス															
	□	● 飲食店																							
(4)		● 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗又は展示場	消									消													
(5)	イ	● 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの																							
	□	● 寄宿舎、下宿又は共同住宅																							
	イ	● (1)病院(診療科名中に特定診療科名を有し、診療病床又は一般病床を有するもの) ※2										消													
		● (2)診療所(診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの) ※2											消												
		● (3)病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、有床助産所											消												
		● (4)無床診療所、無床助産所	消										消												
(6)	□	● (1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等 ※3		内		内		内		ス					内		内		内					ス	
		● (2)救護施設										消													
		● (3)乳児院										消													
		● (4)障害児入所施設										消													
		● (5)障害者支援施設 ※4										消													
	ハ	● (1)老人デイサービスセンター、老人福祉センター等 ※5																							
		● (2)厚生施設																							
		● (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等 ※6																							
		● (4)児童発達支援センター等 ※7																							
		● (5)身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等 ※8																							
	二	● 幼稚園又は特別支援学校																							
(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校の類																							
(8)		図書館、博物館、美術館の類																							
(9)	イ	● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類								ス															
	□	● イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	消																						
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)																							
(11)		神社、寺院、教会の類			内		内		内						内		内		内						
(12)	イ	● 工場又は作業場		内		内		内						内		内		内							
	□	● 映画スタジオ又はテレビスタジオ				内		内						内		内		内							
(13)	イ	● 自動車車庫、駐車場																							
	□	● 飛行機又は回転翼航空機の格納庫																							
(14)		倉庫		内		内		内						内		内		内							
(15)		前各号に該当しない事業場(事務所など)			内		内		内					内		内		内							
(16)	イ	● 複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物の用途に供される部分が存在するもの								ス												ス	ス		
	□	● 複合用途防火対象物のうちイに掲げる防火対象物以外のもの																							
(16)2		● 地下街									散														
(16)3		● 準地下街																							
(17)		文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物									散														

ス スプリンクラー設備 内 屋内消火栓設備 外 屋外消火栓設備 消 消火器 散 連結散水設備 送 連結送水管

# 消火設備設置基準表

階数	指定可燃物	
	延べ面積	700㎡以上 1000㎡未満
1000㎡以上	700㎡以上	1000㎡以上
500㎡以上	700㎡以上	1000㎡以上
500㎡未満	700㎡以上	1000㎡以上
500㎡未満	700㎡未満	1000㎡未満

- ※1:カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。
- ※2:特定診療科名は、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げる以外のもの。  
 ①肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科  
 ②前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称  
 ③歯科  
 ④歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称
- ※3:老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。
- ※4:障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第23号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当するもの(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。))又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。ハ(5)において「短期入所施設」という。)
- ※5:老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。
- ※6:助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。
- ※7:児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)
- ※8:身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自主訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所施設等を除く。)
- ※10:主要構造を準耐火構造としたもの(又は同等の準耐火性能を有するもの)で内装制限したもの又は主要構造部を耐火構造としたものの場合。
- ※11:主要構造部を耐火構造としたもので内装制限した建築物の場合。
- ※19:舞台部床面積が300㎡以上の場合、階の床面積に関係なく舞台部に設置。
- ※20:(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イが存する階の床面積の合計が1000㎡以上で該当部分の存する階。
- ※21:(2)項、(4)項が存する階の床面積の合計が1000㎡以上。(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ(総務省令で定める部分を除く)が存する階の床面積の合計が1500㎡以上で該当部分の存する階。
- ※22:3階以上の階に設置。
- ※23:1号消火栓を使用すること。

※22

※23

ス